

J R 姫新線モデルコース啓発・乗車体験会実施業務仕様書

1 業務名

J R 姫新線モデルコース啓発・乗車体験会業務

2 業務の目的

県では「姫新線ワーキングチーム」を設置し、J R 姫新線沿線自治体及び西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部岡山支社と連携のもと、J R 姫新線の利用促進策の検討及び実施に取り組んでおり、新たな利用者の獲得につながるモデルコース啓発データの作成や、乗車体験会を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（月）まで

4 予算上限額

2, 1 1 1, 6 6 5 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※積算による

5 業務内容

J R 姫新線の利用者獲得のため、モデルコース等を掲載したデータのまとめと、乗車体験会を実施すること。

（1）モデルコース啓発データの作成

1）全体の構成

① 使い方ページ

- ・JR 利用に関するもの、各市町二次交通に関するものを取りまとめ、調整すること

② モデルコース啓発ページ

- ・今後モデルコースを各市町で追加できるよう、Excel やパワーポイント等でフォーマットを作成すること。
- ・市町が提示するモデルコースに誤りがないか検証すること
- ・その他モデルコースを普及させるための工夫を組み込むこと（例：目的地での特典・イベント日程の掲載など）

③ その他

- ・モデルコース普及に必要と考えられるデータを掲載すること。（主要駅の時刻表など）

2）内容の調整

- ・別途県から示すイメージに合わせたフォーマットを作成した後、関係市町との連絡調整を行い、ページを完成させること。

（2）乗車体験会の実施

①実施場所・回数

岡山県内の J R 姫新線を活用し、3 回以上コースを設定して実施すること。

※ ルートについては県、沿線自治体及び西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部岡山支社と協議の上、決定すること。

※ 広域での実施を基本とし、原則として同一市町村内での実施は避けること。

②広報活動

内容の詳細について、リーフレットの作成、SNS を通じた告知などを通じて、集客に努

めること。

③乗車体験会の運営管理及び安全管理

体験会実施計画を作成し、目的地や関係者との調整等、体験会全体の円滑な運営を図るとともに、参加者や来場者の安全を確保すること。

また、実施内容に応じて、保険に加入するなど不測の事態に備えること。

6 担当者との打ち合わせ

業務着手時 1 回以上、業務実施中 2 回以上、成果品の納品時 1 回以上の打ち合わせを行うこと。

7 成果品の納品

(1) 成果品について

業務が完了したときは、速やかに業務実施概要報告書 1 部及び委託業務完了報告書（別紙 1）1 部を作成し、県に提出すること。

なお、業務実施概要報告書には、実施日ごとの来場者数（概数可）を記載するとともに、写真等により当日の状況が把握できる内容を盛り込むこと。

(2) 提出先

岡山県県民生活部交通政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4－6

8 業務実施にあたっての留意点

- (1) 受託者が本業務のために作成した資料等の著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。
- (2) 本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た情報は、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。
- (4) 仕様書に無い項目について疑義が生じた場合、県と受託者が協議して決定すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

J R姫新線モデルコース啓発・乗車体験会実施業務完了報告書

令和7年 月 日付けで契約を締結したJ R姫新線モデルコース啓発・乗車体験会実施業務について、次のとおり業務が完了したため、委託契約書第 条第 項の規定に基づき、報告します。

記

- 1 業務名
J R姫新線モデルコース啓発・乗車体験会実施業務
- 2 委託期間
令和7年 月 日から令和8年3月31日まで
- 3 業務完了日
令和 年 月 日
- 4 成果品
別添のとおり